

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成27年6月13日 午前9時30分 開議

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	小 田 伊佐浩
委 員	柳 瀬 ひろみ
委 員	菅 沼 由貴子

## 説明のための出席者

教育部長	柴 谷 好 輝
教育部次長	赤 谷 雄 助
教育部次長兼学校教育課長	松 平 貴 圭
教育部次長兼中央図書館長	中 森 利 仁
庶務課長	鈴 木 敏 彰
学校教育課主幹	山 田 佳 宏
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	大 林 充 始
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	中 尾 成 利
-----	---------

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第23号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 その他報告 平成26年度監査委員指摘事項及び措置状況について

「高本教育長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、小田・菅沼両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第23号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「松平教育部次長」 第23号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「高本教育長」 続いて、日程第3、その他報告「平成26年度監査委員指摘事項及び措置状況について」を議題とします。資料に基づき、学校教育課から順番に説明をお願いします。

「松平教育部次長」 それでは、学校教育課から説明させていただきます。

5ページをご覧ください。初めに検討事項でございます。現在は、日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収及び給付金の支給を、学年費などを扱う学校長名義の通帳を介していることについて、公金を扱う市の会計管理者口座より直接出入金する方法を検討すべきであるという内容でございます。これにつきましては、電算システムの問題や金融機関、保護者等との調整が必要など、様々な問題がありますので、検討を重ねている最中となります。

平成29年度から運用開始予定の校務支援システムに、この機能を含めることも考えたのですが、そのためには新しいシステムを構築する必要がありまして、費用が数千万ほど掛かるということで、難しい状況ではございます。また、学校で保護者から徴収する、給食費や学年費、共済掛金、PTA会費を一括徴収することが可能か、関係各課で月1回ほど検討をしている状況でございます。

なお、給付金の支払いにつきましては、1学期は対応が間に合いませんでしたが、本年度2学期より、市会計から直接保護者の口座に振り込む方法で手続きを進めております。

次に、改善事項でございますが、同じく日本スポーツ振興センター共済掛金について、実態的には学校長が徴収する状況にあるが、そのために必要な分任出納員に学校長が任命されていないといったご指摘がございました。こちらにつきましては、今年の4月より、該当する公金の収納に関わる事務取扱職員全員を、分任出納員として任命しております。校長、事務職員、用務員、養護教諭が分任出納員となっておりますので、学校にある一つの分任出納員印を押印した際に、誰が取り扱ったものか分かるように、併せて私印を押印することで対応させていただいております。

6ページをご覧ください。アについてですが、こちらは就学援助費に関わるご指摘

でございます。要綱には、学校給食費以外の就学援助費を要保護者等に対して直接支給することと規定されていますが、現状では、全ての要保護者から委任を受けているものの、学校長口座を介して支給されているというご指摘でございます。これまで使用していた申請書そのものに、学校長へ委任する旨が記載されておりましたので、今年度の4月から要綱を改正し、希望する保護者のみ、申請書と別に委任状を提出するというかたちに改めております。

イにつきましては、就学援助費の支給に関わって、学用品等の範囲を超えて、未納となっているPTA会費などの学校徴収金に充当されているというご指摘です。こちらにつきましては、就学援助費の費目を検討し、該当費目以外へは充当出来ない旨を、平成26年5月22日付けで各小中学校へ通知し、周知徹底を図りました。

ウにつきましては、要綱で定められている教育委員会が行う就学援助費個人支給明細書及びその証拠書類等の検査が実施されていないといったご指摘でございます。こちらにつきましては、監査委員事務局からのご指摘どおり、要綱を全面的に見直し、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会へ提出し、その確認を受けるといった、実態に沿った内容に改正いたしました。

以上でございます。

**「前田生涯学習課長」** 続きまして、生涯学習課からご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。改善事項で4つご指摘をいただいております。1点目でございますが、補助金の交付要綱に関するものです。資料の1-(1)として、豊川オープンカレッジ活動補助金の交付対象、交付額が要綱上で不明確であるということで、(ア)から(オ)まで、各活動費補助金等、資料に記載のございますとおりのご指摘を受けております。これまでの要綱上、「補助金の額は予算に定める額」ということで具体的な明記がなかったものですから、具体的な交付額、交付対象を規定する等の改正を行い、今年4月1日から施行いたしました。

続きまして、2点目のプリオ生涯学習会館使用料についてですが、私人委託契約等手続きがなされていないため改善が必要というご指摘でございます。こちらは再任用職員が配置されておりますが、この職員が休みのときに、指定管理者の職員が料金を収受するための手続きが取られておらず、これにつきましては、私人委託の契約及び告示行為を行えば改善が図られるということで、今年4月1日に合わせて正式に委託契約の手続き及び告示行為の手続きを行いまして、改善を図ったものでございます。

続きまして3点目、自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領について、牛久保公民館や豊川公民館に設置されている飲料水自販機の書類上の用件及び根拠が具体的に示されていないため、改善が必要であるとのことご指摘を受けました。このことにつきましては、右側にご覧のように、要領へ用件及び根拠を示し改善を図っております。

最後に4点目、生涯学習課で取扱う公金の収納事務ですが、分任出納員以外の職員が事務を行っているとのことご指摘がございましたので、事務に従事する3名について新

たに分任出納員を任命することで改善を図りました。

以上でございます。

「中村スポーツ課長」 続きまして、スポーツ課からご説明させていただきます。8ページの上段でございます。

2点指摘がございました。まず1点目は、補助金の交付要綱に関し、交付額が不明確であるというご指摘をいただきました。スポーツ課では3つの補助金がございますが、先に説明がございました生涯学習課と同様に、要綱の記載が「予算の範囲内で定める額」というように抽象的な表現になっておりましたので、平成27年4月1日付けで改正を行いました。

2点目でございますが、音羽中学校の運動場の夜間照明手数料の取り扱い関係でございます。音羽中学校には夜間照明施設がありまして、主に学校開放としてサッカーや野球といったご利用がある訳ですけれども、この利用料金の取扱いについてご指摘がありました。具体的に申し上げますと、夜間照明施設を利用される方の多くは、毎月、月初めにスポーツ課窓口へ申し込みに来ていただいております。窓口に来られた際に、1か月分として、4回分の利用料金をまとめてお支払されていかれますが、スポーツ課の事務処理といたしましては、毎週利用されたかどうかを確認して後、利用された分の料金だけを市会計に入金していました。利用されなかった分の料金は次に利用されるまでの間、公金を扱う市の会計管理者口座へ振り込むのではなく、スポーツ課の金庫で保管するという状況でございました。この取り扱いを次のように改めました。付属設備の利用券を作成いたしまして、ナイター照明の利用の申し込みがあった場合には、必要な回数分だけの利用券を購入していただきます。利用券の販売代金は直ちに会計管理者口座へ払い込みを行い、利用券については、利用報告書に添付していただくことで確認することにいたしました。

以上でございます。

「大林学校給食課長」 次に学校給食課ですが、2点ほどご指摘がございました。

1点目でございますけれども、自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に行政財産目的外使用許可で対応できる旨の規定がされていますが、決裁書類ではその要件及び根拠が示されていないため、改善する必要があるというものです。この点につきましては、平成27年度から自動販売機設置は管財契約課で市施設分を一括して一般競争入札することになりましたので、これに合わせて要領が改正されております。なお、今年度から学校給食センターに加え、南部学校給食センターも自動販売機を設置するため、同様の方法で契約を行っています。

2点目としまして、学校給食課が管理する給食配送用貨物自動車10台についてでございますが、公用車管理運用規程第7条に規定する公用車管理台帳が作成されていないため改善が必要であるというご指摘を受けまして、さっそく台帳を作成することで対応をいたしました。

以上でございます。

「高本教育長」 以上、平成26年度に監査委員からご指摘のあった4課について説明がございましたが、ご質疑等がありましたらお願いします。

「林委員」 学校教育課ですが、監査委員さんが「公金事故を未然に防ぐ為にも」という言い方をされているわけですが、事故を防ぐ為に「も」の中には他にも当然理由がありますよということですよ。そのあたり教えていただけると嬉しいなと思います。豊川独自の理由があるのでしょうか。

「山田学校教育課主幹」 昨年度からこの問題に対応しておりますので、私からお答えさせていただきます。学校関係の徴収金につきましては、給食費の徴収を行うための給食管理システムを利用して、給食費と合算して、保護者から徴収します学年費、修学旅行の積み立てなど口座振替しております。口座振替されたお金は全て一度校長名義の通帳に入った後、公金である給食費と、私費である学年費等を分けています。

本来であれば、公金は市の会計管理者口座へ直接振り替えされるべきであるという考えと、公金が私費といっしょに学校の口座に振り込まれることで、公金横領等の事故が起こりうる状況にあるという理由から、これを改善するようにご指摘があったものです。

「林委員」 このように分けることで、結果として学校事務関係の軽減につながるのではないですか。

「山田学校教育課主幹」 現状では、給食費と学年費の他に、スポーツ振興センターというお金が4月当初に保護者より振り込まれるのですが、もしこれを分けてしまった場合は、保護者も分けて入金を行う必要が生じるという心配もありますので、いろいろな状況を考えながら、検討している最中ということになります。

「柴谷教育部長」 林委員から学校事務の軽減というお話がありましたけれども、私も去年監査を受けた際に同席しておりましたのでご説明させていただきますと、日本の先生方は大変多忙であると、世界で一番多忙であるというような記事が新聞にも多く取り上げられていた中で、監査委員さんがそのあたりのことも話題にしながら、本来先生方がやるべきではないような多くの事務の中には、市の責任としてやらなければいけない部分もあるのではないかとのご意見がございました。様々な事務を先生方が担当していることが多忙に繋がっているのではないかとご懸念がある中で、監査委員さんとしては、公金の適正な取り扱いという話も含めて、先生方が本当にやるべき仕事かどうかという事を、山田主幹からの説明にもございましたけれども、事務の軽減に繋がるかどうかも含めてですが、しっかりと調整、見直ししながら図ってくださいという意味で「も」が付いている、そういう理由でございます。

以上でございます。

「高本教育長」 今までまとまっていたものの中でも、公金の部分については市が責任をもって行いなさいというご指摘ですね。それでも、今の話であると、学校が管理する学年費やPTA会費等の事務は残るのですね。

「柴谷教育部長」 はい、残ります。監査の際にも、分けることによって逆に事務が煩

雑になるのではないかという心配もありました。しかし最終的には、公金である以上は直接会計管理者の口座へ入金するというのが原則だから、検討を進めて欲しいということでした。

「小田委員」 公金と私費の別をなぜ分ける必要あるのかというと、分かりやすく、間違いがないようにするためだと思いますが、本当に必要なのは分けて集めるということよりも、管理をどのように行って、どのように公表するかということだと思います。現状は、誰がどのようにチェックや管理をして、公表はどうなっていますか。要するに報告、決算ですね。その現状をお聞きしたいです。

「松平教育部次長」 校長の通帳に入った金額について、その後の事務手続きというのは殆んど事務職員が対応していることが多いです。その内容は校長が確認して管理を行っておりますが、どこかに公表をするという形のものではございません。会計報告は保護者へ行っておりますけれども、お金の動きや管理方法についての公表は、各学校では行っておりません。

「小田委員」 現状はそうだと思います。そのあたりの状況を、お金の動きや管理を誰がどういった方法で行っているということを、いつ誰に聞かれても報告できるようにしておくことが必要じゃないですか。月次で報告が必要とまでは言いませんが、書類やホームページで公開するなど、報告するかたちを作ることが公金事故を防ぐ一番の方法だと思います。公金と私費分けることによって業務が煩雑になり、かえって事故が発生しやすくなるような状況を作るよりは、管理や報告を徹底してみてもどうでしょうか。

「柴谷教育部長」 もともと給食費は公金として取り扱われておらず、それを数年前に公金として取り扱うことに変更されたことから、この問題が発生していると思うのですが、監査委員さんが言われるのは、公金として取り扱うのであれば、地方自治法など法律上の規定もありますので、私費を取り扱う校長の通帳というものを介さずに、直接市の公金を扱う会計管理者口座へ振り込むような体制づくりに取り組んでくださいということです。

「菅沼委員」 給食費が公金になったのはどうしてですか。

「赤谷教育部次長」 給食費とスポーツ振興センターの掛金は市の予算で計上されております。学年費やPTA会費は予算計上しておりませんが、給食費とスポーツ振興センターの掛金は市の会計から支出されているので、公金という扱いになりました。

「小田委員」 保護者からすれば一括で引き落とせた方が良いですね。

「赤谷教育部次長」 さきほど、保護者からの徴収金の取り扱いについて、関係各課で毎月協議していると松平教育部次長から報告がありましたけれど、学校教育課、学校給食課、庶務課とそれぞれ関係しますので、検討部会という形で概ね毎月1回、調整を行っております。第1回では学校給食の管理システムの現状と課題について学校給食課の担当職員から説明を受けて、課題となる点をいくつか上げてまいりました。第2回の部会では、課題の整理として、それぞれの課題への対応方法を話し合いまして、

6月末に第3回がありますが、ここでは今後の方向性について話し合っていきたいということです。

現在は、学校給食費を徴収する為のシステムである学校給食管理システムを活用して、豊川信用金庫、ひまわり農協の2つの金融機関にお願いをして、そこから保護者の通帳から一括して公費と私費を振り替えています。保護者にとってはとても利便性が高いものですが、先ほどご説明しましたような公費の取り扱いという問題がありますので、課題をいろいろ挙げさせていただいて、どういう方法が一番いいのか、大前提としては、監査委員さんのご指摘のとおりですけれども、いろんな角度から検討させていただいているという状況でございます。

今後も学校現場の事務職員や金融機関、或いは、システムエンジニア等の意見を聞きながら、勉強して可能性を探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

「高本教育長」 公金と私費を分けることで、教員は確かに負担が減るかもしれないけれど、事務職員の負担が膨大になってしまうのではと思います。小田委員が言われるように、事務が煩雑になって人的ミスが発生するようではいけませんね。

「赤谷教育部次長」 そうですね。そうならないためにも、この6月に開催する検討部会で、事務職員から学校現場の意見を伺う予定でおります。

「高本教育長」 その他にご質問がありましたらお願いします。

「林委員」 スポーツ課、生涯学習課に関する補助金のことですが、今回指摘を受けたのは、補助金の使い道や額が要綱の規定として不明確だということですよ。補助金そのものを削減していくという動きとは違いますよね。そのあたりを少し教えてください。

「前田生涯学習課長」 今回、生涯学習課、スポーツ課が監査の対象になったと言う事ですが、全庁的に補助金の交付要綱の記載事項の見直しという流れがあります。

社会教育関係団体、スポーツも含めて、ほとんど毎年の補助金額が定額で変わらず続いているのが実状でございます。補助金の交付要綱の額の記載の仕方については、文化財の補助金ですと、事業費の1/2など数字的な明確さがありますが、各種団体の補助金の場合は、これまでは「毎年の予算額が補助金の金額」と記載されてきましたので、それを改めて数字として示すには、どのような方法がいいかというのが検討課題になりました。今回は補助金額を明文化するための改正ですので、補助金額を削減するというものではございません。

ただ、補助金の内容によっては、年によって額を変える必要がありますので、予算の議決に合わせまして、3月に要綱改正を行い対応するものも一部ございます。

「林委員」 PTAにしても、子供会にしましても、自主財源が非常に乏しい団体ですよ。それでいて、かなり教育的効果は期待できるものですから、やはり補助金は出すべきだと考えていますので、質問させていただきました。

「菅沼委員」 私も、補助金を受けるいろいろな団体に関わっていた事もあります、

補助を受けた金額に対して、細かい報告書の提出が必要でした。

「前田生涯学習課長」 実績報告書のことだと思います。各種団体の、例えば7ページに記載されています補助事業につきましては、補助申請書を出していただいて補助金を交付した後、3月末に実績報告書を提出していただいて、どんな事業を行ったのかですとか、予算をどのように組んで、決算はどうであったかということをご報告いただいております。補助金の使用用途だけでなく、全体としてどのように活動されているかを把握したうえで、補助事業を行わせていただいております。

「菅沼委員」 青少年健全育成推進協議会でも委員になっているのですが、校区の事務の中心となっている方は補助金の制度や内容を理解して活動していただけていますが、そうでない方もいらっしゃいます。

また、いろいろな補助金の交付を受けていますので、校区によっては補助金の有効活用の方法に苦慮されているようです。教育委員会からも説明はされていると思いますが、補助金を交付する際に、どんな目的の補助金なのか、どのような使い方が有効かなど、校区に対してより多くの情報を提供していただけると良いかと思います。

「前田生涯学習課長」 菅沼委員の言われるとおり、地域によって温度差があると感じております。補助金にしましても、同じ市から交付されているのであれば、一本化できないかといったご意見をいただいたこともございます。また、校区の健全育成市民会議においても、どのように補助金を活用したらよいかといったご質問を受けることもございます。私どもとしましては、地域の工夫の中で、地域で上手に使っていただければありがたいと思っていますので、とにかく、地域で有効に活用されるよう、丁寧に説明を行っていきたくと思います。

「菅沼委員」 大きな金額ではないのですが、やはり1円でも有効に各校区で使っていただけたら良いと思います。

「小田委員」 補助金の枠の中で、上手に健全育成や安全な街づくりといった事業を、地域コミュニティとして継続して行ってくださいという目的の補助金だと思いますので、地域に対して事業計画の作成や予算の要求方法など、丁寧な説明をしていただいていると思うのですが、加えて、お金の使い方や管理をしっかり行う必要があることも説明して、理解を求めていくことが大事ではないかと思います。

「高本教育長」 他に何かご質疑等が無ければ、報告の通り承認するという事で、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、日程第3、その他報告「平成26年度監査委員指摘事項及び措置状況について」は報告の通り承認されました。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午前10時45分 閉会)